

平成 20 年 2 月 13 日

内閣府 公益認定等委員会 御中

財団法人公益法人協会 理事長 太田達男
公益法人法制対策委員会 委員長 石川睦夫

ガイドラインに関する要望

貴委員会におかれましては新公益法人制度の施行に向け法令解釈に関するガイドラインの検討を進めておられることと拝察いたしますが、ご検討に当たり、立派な民間公益活動を目指し日夜努力している多くの現存公益法人や新たにこの制度を活用しようとする民間団体が認定条件及びその手続について過度な負担を懸念する結果、公益認定申請を躊躇し断念するなどのことがないよう、なにとぞ柔軟な取り扱いをしていただくよう希望します。

以下、上記の観点からとりあえず 5 項目の要望をとりまとめましたので、なにとぞご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 収支相償かどうかを見る場合の公益目的事業の単位（法第 5 条第 6 号、第 14 条関係）

公益認定等委員会第 29 回資料（以下「第 29 回資料」）では、「事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを一くくりとし、当該事業に関連付けられた収入と費用とを比較する」という考え方が示されています。その際、事業のくくり方は法人の自主的な判断に任せる（その結果、例えば、全体で相互に関連する A、B、C の三つの公益目的事業を行っていて、A 事業、B 事業は支出超であるが、C 事業は収入超であり、全体として収支のバランスが取れているような場合は収支相償の基準に適合すると認められる）よう要望します。

2 公益目的事業比率（法第 5 条第 8 号、第 15 条関係）

現行公益法人の中には、立派な公益活動を行っているにもかかわらず公益目的事業比率基準に達し得ないとして困惑している法人が数多く見られます。その中でも代表的と思われる事例について述べます。

(1) 収益事業依存型法人

公益法人の中には、会費、寄附金、資産運用収入だけで公益目的事業の費用を賄うこと

が困難なため、収益事業（例えば不動産貸付業や物品販売業など）からの利益に依存せざるを得ない法人が数多く存在します。このような法人の場合、利益を生み出すための収益事業の費用（不動産貸付業の場合であれば建物の維持管理費用等、物品販売業であれば仕入費用等）の額が多額であるのに比べ、その利益ははるかに少額（したがって、公益目的事業の費用の額も少額）であり、基準（50%以上）を達成することが難しいというのが実情です。公益を担う法人による資金調達上の自助努力を支援する見地から、このようなケースの公益目的事業比率の取り扱いについては、内閣府令、場合によっては法の改正も視野に入れご検討くださるようお願いいたします（法人からの生の声は資料 1 をご参照ください）。

（2）貸付・融資等を主たる事業としている法人

公益法人の中には、奨学金の貸与を行っている法人やベンチャー企業等へ低利（あるいは無利子）融資を行っている法人が存在します。貸与型奨学金制度はわが国民間公益活動の原点ともいえる制度であり、また、有望な新規事業を模索する中小企業の立ち上げ等を支援することはわが国の経済にとって重要な課題です。ところが、このような法人の場合の貸付金等は単なる資産の振り替えであるという理由から公益目的事業費用への算入が認められず、そのため基準に達し得ないという問題があります。このような法人のケースについても(1)と同様、内閣府令、場合によっては法の改正も視野に入れご検討くださるようお願いいたします（法人からの生の声は資料 2 をご参照ください）。

3 特定費用準備資金の範囲（法施行規則第 18 条関係）

助成型財団等の中には、「将来発生する地震や台風等自然災害による被災者を救援するための資金（災害救援準備資金）」を特定資産として積み立てている事例があります。

特定費用準備資金については、「当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること」が要件の一つに挙げられていますが、上記のような事例の場合は、活動の時期は不確定でも活動の蓋然性は高いと思われますので、この要件に合致するものとして取り扱ってくださるよう要望します。

4 収益事業等の区分経理（法第 19 条関係）

第 29 回資料では、収益事業等から生じた利益のうち 50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人は、損益計算書上、収益事業等を公益目的事業や管理業務に関する会計から区分（さらに個々の収益事業等ごとに区分）するだけでなく、貸借対照表上も区分することとされていますが、貸借対照表上での区分は法人に過重な負担を強いることとなりますので、収益事業等からの利益の 50%を繰り入れる法人と同様、損益計算書上の区分だけで可とさせていただきますよう要望します。

5 投機的な取引（法第 5 条第 5 号関係）

第 29 回資料では、投機的な取引に当てはまらない事業の例示として「ポートフォリオ

運用の一環として公開市場等を通じる証券投資等」が挙げられています。もとよりこの規定は、事業について述べられたものでありますが、もし仮にこれが公益法人の資産運用一般にも適用されることとなると問題です。公開市場のない非上場債券（地方債、社債の一部、仕組み債）への投資は一般的です。これらの商品による運用には当然法人内部の資産運用規則などによる自己規制の下慎重な投資判断を行うことが必要ですが、公開市場を通じるものに限定すると、ポートフォリオ運用の幅が著しく狭まることになると考えられます。上記の文言は公益法人の資産運用に適用されるものでないことを要望します。

資料１ ウェブアンケート調査の意見から

(財)公益法人協会では平成 19 年 6 月に全国 10,294 法人を対象に公益認定基準等に関するウェブアンケート調査を実施し、そのうち 2,880 法人から回答をいただきました。公益目的事業比率については様々な意見が寄せられましたが、以下、収益事業の費用に触れた意見を紹介します。なお、引用は原文のまま（表記を一部改めた箇所があります）。公法協で補った箇所は〔 〕で示しました。

A 財団（国所管）

当財団は、収益事業として不動産賃貸業を営み、その利益の全てを繰り入れ、公益事業を行っています。公益目的事業比率の「事業費」「管理費」の定義が損益計算書（正味財産増減計算書）上の金額を使用するため、収益事業用賃貸建物の「減価償却費」が含まれます。そのため、収支計算書上の金額より分母が多くなり、公益目的事業費を 100 分の 50 以上にするのは難しくなります。不動産賃貸業という事業の状況を踏まえ、減価償却費と法人税等を「事業費」から除いて判断していただきたいと思います。

B 財団（国所管）

基本財産収入は自社ビルからの賃料収入である。しかし、賃料収入を得るために多額のビル管理費が必要である。この管理費を収益事業費に入れると公益目的事業費の比率が 50 以下になる。

C 財団（地方所管）

寄附金や補助金の受け入れなしに収益事業の収益のみで公益的支出を賄っている。このような財団に関しては認定基準を満たすことは到底不可能。収益事業の収支差金（収益）の公益目的事業への寄附（出資）比率により〔も勘案し〕評価していただきたい。

D 財団（国所管）

慈善事業実施のため、土地・建物の有効利用を行っているが（不動産賃貸業）、固定資産税、減価償却費の事業に占める割合が非常に高い。公益目的事業比率計算上、これらを費用計算から除外してほしい。

E 社団（国所管）

収益事業を行っているが、その費用だけが分母に加算されるのであれば、分母が大きすぎることになる。収益事業の収入と相殺し、その収支差額だけを分母に加算すべきではないのか。

F 財団（国所管）

設立時の趣旨が公益事業を行うためのビル賃貸業であるので、このビル賃貸業と公益事業は一对の事業として運営しており、この二つの事業を合わせて公益事業費と考えてほしい。

G 財団（地方所管）

公益事業を行うための財源となる収益事業の費用に商品の原価が含まれないようにしてほしい。

H 財団（地方所管）

物品販売の果実により公益事業を行っており、仕入額が公益目的事業であると認められないと比率はかなり低くなる。

I 財団（地方所管）

公益目的事業比率によって公益・一般の方向を左右される団体は多いと思われる。監督官庁からの委託や補助金が〔収入の〕ほとんどの団体であれば 100 分の 50 はクリアできるが、補助金等を受けていない団体などは、収益事業の収益を原資として公益事業を実施しなければならない。これでは、行政依存型の団体が生き残り、自立的に運営している団体は消滅せざるを得ない現象となり、団体の自主・自立的運営に逆行するのではないか。

資料 2 奨学財団懇話会での意見から

(財)助成財団センターと(財)公益法人協会（公法協）は平成 20 年 1 月 28 日、東京・駒込の公法協会議室で奨学財団懇話会を開催し、貸与型奨学財団及び収益事業依存型奨学財団における公益目的事業比率の問題について意見交換を行いました。出席財団は下記の 10 財団で、各財団から計 15 名、主催者側を含め計 21 名が参加しました。

(1) 出席財団（括弧内は現在実施している主な事業）

(財)味の素奨学会（奨学金の貸与・給付）

(財)川村育英会（奨学金の貸与・給付）

(財)交通遺児育英会（奨学金の貸与、学生寮運営等）

(財)日揮・実吉奨学会（奨学金の貸与・給付、研究助成）

(財)日本教育公務員弘済会（奨学金の貸与、研究助成、教育文化事業等）

(財)朝鮮奨学会（建物の賃貸収入により全事業を実施。奨学金の貸与・給付、研究助成、進学指導、職業相談等）

(財)電通育英会（奨学金の貸与・給付、セミナー等）

(財)中村積善会（建物の賃貸収入により全事業を実施。奨学金の貸与・給付、生活指導等）

(財)西原育英文化事業団（奨学金の貸与）

(財)吉田育英会（奨学金の貸与・給付）

(2) 主な意見

○奨学財団は公益法人の原点ともいえる存在である（注）。その中でも貸与型奨学財団の仕組みは日本の貧しい時代に生みだされたすばらしい仕組みである。奨学金の貸付を受けて勉強した学生が就職した後、少しずつ返済し、その資金が後輩に引き継がれる。世代から世代へと資金が循環する優れた制度なのに、政府はこれをつぶそうとしているのか。

（注） 公益法人制度が発足したのは民法が施行された明治 31 年であるが、奨学財団は民法施行後まず最初に現れた公益法人類型の一つである。当時設立された団体のうち、(財)防長育英会（明 32 設立）、(財)秋田育英会（明 33）、(財)会津育英会（明 34）、(財)肥後奨学会（明 35）などが現在も活動が続いている。なお、平成 19 年度公益法人白書によれば、貸与事業を行っている法人（事業の一部又は全部で貸与事業を行っている法人。貸与事業には、奨学金の貸与のほかベンチャー企業等への低利子融資なども含まれる）は全国で 602 存在する。

○奨学金の貸付金を公益目的事業の費用と認められないと、財団として立ち行かなくなる。都道府県には貸与型の地道な奨学財団がたくさんあるが、もしこれらの財団がつぶれたら地元は大打撃ではないか。政府は日本の教育や人材育成について何を考えているのか。根本のところから問題である。

○独立行政法人日本学生支援機構は税金で奨学金貸与事業を行っている。独立行政法人が行えば公益で、民間が行えば公益でないとでもいうのだろうか。奨学金貸与財団に関する今回の制度はまったくおかしい。憤りを覚える。

○金融資産で事業を行えば公益目的事業比率の問題は生じないが、建物の賃貸収入の場合は建物の維持管理費用等を分母に算入しなければならず、公益目的事業比率が小さくなる。建物の賃貸収入も、公益活動の原資という点では金融収益とまったく同じではないか。

（ご参考：ウェブアンケート調査の意見から）

○固定資産の購入支出や貸付金支出などは損益上の費用には当たらないため損益計算書上に現れないが、ナショナルトラスト運動での土地の購入代金やインターネットでの普及啓蒙のためのソフトウェア代金、奨学金貸付けなどは当然に公益事業費に当たるので、このような「損益上の費用でないもの」も公益事業費に加算することが可能である旨を明確にしてほしい（国所管財団）。

以上